

令和5年度 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修

障害者虐待防止法の概要

弁護士 関哉 直人

獲得目標

法の概要と虐待の定義、虐待防止の観点を理解する。

内容

- 1 法の概要
- 2 虐待の定義
- 3 小さな出来事から虐待防止を考える

法の概要と虐待の定義

ポイント

- 虐待「防止」のための法律
- 「家庭」「施設」「職場」での虐待に通報義務
- 養護者支援
- マニュアルとして、自治体向け・施設向け「障害者虐待の防止と対応の手引き」あり

市町村・都道府県における 障害者虐待の防止と対応の手引き

令和5年7月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

目的(趣旨)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重大であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

「障害者」の定義

- 「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」
- 障害者手帳を取得していない場合も含まれる
- 18歳未満の者も含まれる（養護者虐待の通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用）

「障害者虐待」の定義

- 家庭＝養護者による障害者虐待
- 施設＝障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- 職場＝使用者による障害者虐待

障害者虐待の種類

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ ネグレクト(放棄・放置)
- ⑤ 経済的虐待

障害者施設従事者等による虐待

- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の**障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと**
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の**障害者を養護すべき職務上の義務を怠ること**
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

心理的虐待の例

障害者や家族の存在や行為、**尊厳を否定、無視するような**発言、態度

- 無視する。
- 「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
- 話しかけ等を無視する。
- 障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。

障害者の**意欲や自立心を低下させる**行為

- 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- 自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。

交換条件の提示

- 「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。

心理的に障害者を不当に孤立させる行為

- 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

その他著しい心理的外傷を与える言動

- 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

心理的虐待の例

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

- 障害に伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障害者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。
- 侮蔑を込めて、子どものように扱う。
- **話しかけているのに意図的に無視する。**
- 排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
- 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- 家族や親族、友人等との団らんから排除する。

威嚇的な発言、態度

- **「ここ(施設等)にいられなくなるよ」「追い出す」**などと言い脅す。

侮辱的な発言、態度

- 排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
- 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- **子ども扱いするような呼称で呼ぶ。**
- **本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。**

ネグレクトの例

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や、障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

- 室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。

専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。

- 支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
- 必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する。

障害者の**権利や尊厳を無視した**行為又はその行為の放置

- 他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- 話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。

虐待行為に対する刑事罰

- ① 身体的虐待：殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
 - ② 性的虐待：不同意わいせつ罪、不同意性交等罪
 - ③ 心理的虐待：脅迫罪、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪
 - ④ ネグレクト：保護責任者遺棄罪
 - ⑤ 経済的虐待：窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪
- ※ ただし、親族相盗例に注意。

必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められる。

日頃からの警察との連携も重要。

早期発見義務

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

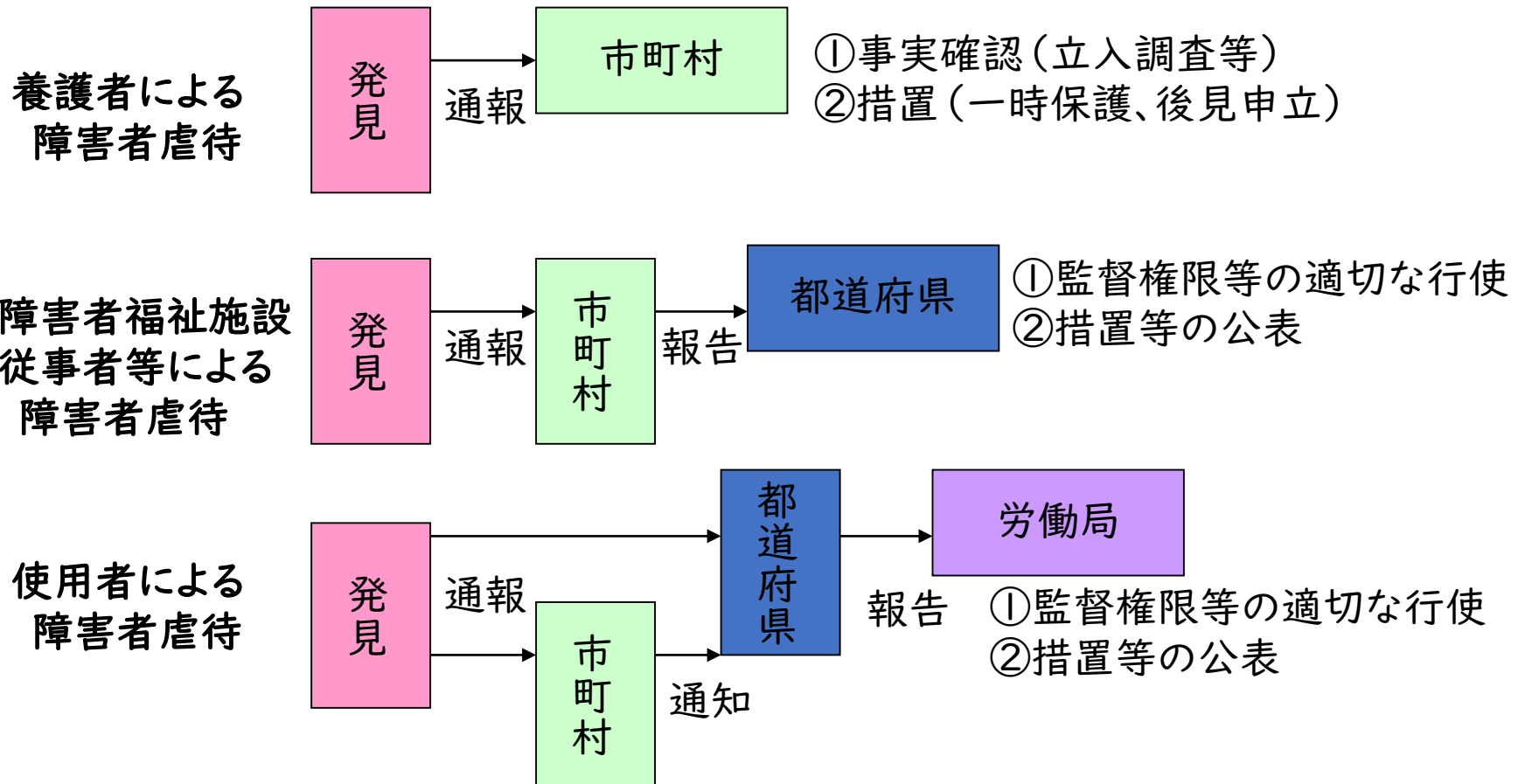
通報義務

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

※ 障害者福祉施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

通報の窓口と流れ

窓口は「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」



障害者虐待以外の通報・届出への対応等

「何人も障害者を虐待してはならない」

→養護者・施設従事者等・使用者以外の者から行われた障害者に対する虐待を発見した人から、任意の虐待通報が行われる場合が考えられる

→通報・届出の内容を聞き取り、学校、保育所等、医療機関、公共交通機関等で起きた虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことや、必要に応じて市町村や都道府県が対応することが求められる

→このような通報に備えて、市町村や都道府県では、それらを所管する市町村、都道府県、警察の担当部署等を事前に確認し、実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法を確立しておく必要がある

学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待

関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとされている（法第29条～第31条）

→担当部署等との間で当該規定を確認するとともに、学校等における当該措置の実施状況の確認を要請するなど、実効的な解決に向けた支援が望まれる

学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待

①学校における障害者への虐待

市町村、都道府県の教育委員会、教育センターなど

②保育所等における障害者への虐待

市町村、都道府県の保育課、子育て支援課など

③医療機関における障害者への虐待

都道府県の医務課、医療課など

なお、精神保健福祉法の改正により、令和6年4月から精神科病院における障害者虐待について都道府県への通報義務等が設けられている

自治体間・窓口間連携、専門職の活用

○一つの施設・事業所で複数の支給決定市町村が関わる虐待に関する通報等があった場合、それぞれの支給決定市町村が事実確認調査を行うが、施設所在地市町村や都道府県が役割分担しながら関わる必要がある

→他の自治体の動きを待つのではなく、それぞれの自治体が積極的に関与し早期に対応する姿勢が必要

○苦情相談や事故報告という形を含め、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もある

→行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制や情報共有の仕組みを整備しておくことが必要

○市町村や委託を受けた市町村障害者虐待対応協力者は、専門的知識や経験を有し、かつ事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない(第34条)

→専門職の配置、専門職の活用について他の自治体との連携体制を整備するなどの取組みが望まれる

特に身体的虐待事案や性的虐待事案においては、医療的情報を含めたアセスメントが必要となるため、医療職が事実確認調査に同席すること等が重要

虐待に関する義務

- ① 従業者への**研修**実施
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置

身体拘束に関する義務

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※上記を満たしていない場合、基本報酬を減算（身体拘束廃止未実施減算5単位／日）

手引き16頁、37頁

<参考：小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント>

※令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備に関する研究事例集」(PwC コンサルティング合同会社) より一部抜粋

○ 虐待防止

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
研修の実施	<p>① 虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ※解釈通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされています。</p> <p>② 域内で積極的に虐待防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。</p> <p>③ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。</p>
虐待防止委員会の開催	<p>④ 虐待防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人(理事長等)が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会の開催に必要な人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>⑤ 虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、弁護士等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p> <p>⑥ 既存の会議体や委員会(定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等)の開催に併せて虐待防止委員会を実施する。</p>
指針の整備	<p>⑦ 虐待防止等のために必要な指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。</p>

身体拘束の例

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける
- ② 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
- ③ 行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる
- ④ 支援者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

身体拘束は原則許されない

「正当な理由」

- ① 切迫性
- ② 非代替性
- ③ 一時性

のすべての要件をみたす場合

→ 原則は違法であるという認識が重要

記録のポイント

運営基準

「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」

⇒①身体拘束に至った経緯、②理由、③態様(どのような身体拘束か)、④時間(拘束時刻、解除時刻)、⑤拘束時・解除後の本人の状況(様子)、⑥拘束減への取組み・今後の方針

小さな出来事から
虐待防止を考える

施設における虐待の共通の構図

- ① 虐待は密室の環境下で行われる<環境>
- ② 障害者の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしていく<意識>
- ③ 職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい<専門性>

(障害保健福祉部長通知(平成17年10月20日)
「障害者(児)施設における虐待の防止について」)

小さな出来事がエスカレートする理由

- ・「言っても無駄」「言ったら不利益になる」という意識
 - ・意思表示が困難な特性
 - ・現場の自由度が高い
- エスカレートを止める外的要因が少ない
- ① 個々が「小さな出来事」を意識する(内的要因)
- ② 現場レベルで共有する(外的要因)

「小さな出来事」とはなにか



常にここに戻る

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重大であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

尊厳とは何か

憲法13条(個人の尊厳)

- すべての人は、**個人として尊重**される
- **幸福追求権**

⇒ 一人の人として「尊重」しているか

⇒ 本人の幸福追求の支援をしているか

小さな出来事①

周囲がさわがしく声が届かないので、Aさんに大きな声で話しかけました。その様子をたまたま見ていたご家族から、後に「職員が怒鳴りながら指示を出していた」と指摘がありました。

小さな出来事②

Bさんがなかなかイスに座ろうとしないので、両肩を上から押さえつけるように座らせました。その後も立ち上がろうとする度に座らせるようにしました。

小さな出来事③

Cさんは、いつも夕食時間を過ぎているのにゆっくり食べています。つい「もう時間ですよ。いらぬなら下げますよ」と言ってしまったたり、食事介助のスピードを上げてしまいます。

小さな出来事④

Dさんはなかなか水分を取られません。水分摂取のため、積極的に水を飲ませています。

また、Dさんはトイレで1回転倒したことがあったので、それ以降職員がトイレの個室に入って様子を見ています。

小さな出来事⑤

Eさんはわがままな部分が多く、家庭でしつけができていないので、しつけのつもりで厳しく接することもあります。

小さな出来事⑥

Fさんは最近作業にあまり積極的に取り組んでくれません。

「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと言って作業を促しています。

小さな出来事⑦

他の方の支援中に、Gさんから「昨日いやなことがあった」と話しかけられました。

「今いそがしいからごめんなさいね～。ちょっとまっててくださいね～」と言ったまま、1日が過ぎてしまいました。

小さな出来事⑧

HさんはGHで生活していますが、最近近所の飲食店で仲の良くなった人から、10万円を貸して欲しいと言われて、どうしても貸してあげたい、と言っています。周りの人間としては止めたいので、「返ってこなかったらどうするの」などと伝えました。

小さな出来事⑨

Iさんは40歳の男性ですが、スタッフからは「じゅんちゃん」と呼ばれています。スタッフにちゃん付けとしている理由を聞いたところ「小さい頃から関わっているから」と言っていました。

共有に不可欠な「支援の対話」

個々人が「小さな出来事（意識）」を考えることの大切さを理解した上で、現場で「尊厳」のレベル感を共有していく

⇒ 「支援」に関して話す時間を意図的に設けることが大切

研修例

- ・ 一人一つずつ「小さな出来事」を挙げてみましょう。
- ・ その中で一つを取り上げて、本人の尊厳を考えた他の支援方法がないか、考えてみましょう。

目標設定と共有

例えば1か月間の目標を立てる

例:「否定的な言葉がけを肯定的な言葉がけに変えてみよう~」月間

⇒アンケートをとる

⇒アンケートの結果を職員全員で共有する

⇒1か月の取組を通じて感じたことについて、話し合う場を設ける

まとめ

- 「虐待」は支援を考える大切なキーワード
- 「尊厳」を考え支援を見直すことが目標
- 軸となる「尊厳」の中身を考える